

一般廃棄物処理実施計画

～みんなで目指す「循環型まちづくり」～

「もったいない！」

の心が育むまちをめざして



「田村富士」片曾根山

令和4年5月

田村市



12 つくる責任
つかう責任



1. 計画策定の趣旨

本市では、田村市一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という）を令和3年3月に一部見直しを行いました。

基本計画では、“「もったいない！」の心が育むまちをめざして”を基本理念とし、一般廃棄物の適正処理と、紙ごみやプラスチックごみを始めとする資源化及びリサイクル率の向上に向け、市民・事業者・市が一体となった各種施策を推進することとしています。

2. 一般廃棄物処理の基本的事項

1. 処理区域 田村市全域
2. 計画期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日
3. 計画人口 33,301人
4. 計画処理量

(1) ごみ

(単位：t/年)

分別区分	令和3年度計画値	令和3年度実績値	令和4年度計画値
可燃ごみ	6,987.00	8,756.79	6,643.00
不燃ごみ	176.00	209.18	165.00
危険ごみ	13.00	10.54	12.00
缶類	229.00	159.55	198.00
ガラスビン	361.00	287.47	357.00
紙類	607.00	449.08	557.00
ペットボトル	97.00	80.18	99.00
その他プラスチック	186.00	219.18	272.00
粗大ごみ	131.00	249.64	126.00
その他資源物	136.00	83.49	128.00
合計	8,923.00	10,505.10	8,557.00

(2) し尿・浄化槽発生汚泥量

(単位：m³/年)

	令和3年度計画値	令和3年度実績値	令和4年度計画値
し尿（汲み取り）	2,604	3,202	2,432
浄化槽汚泥	9,403	9,282	9,152
処理量計	12,007	12,484	11,584

※ 計画値については、「田村市一般廃棄物処理基本計画(R3.3)」より抜粋

3. 一般廃棄物の処理主体

(1) ごみ処理

ごみ処理主体（船引・常葉・都路）

区 分	収集運搬	中間処理	最終処分
可燃ごみ	市	組合	組合
不燃ごみ	市	市	組合
資源ごみ	市	市	市
危険ごみ	市	市	市
直接搬入ごみ	市	市・組合	市・組合
粗大ごみ	市	市	市

ごみ処理主体（滝根・大越）

区 分	収集運搬	中間処理	最終処分
可燃ごみ	市	組合	組合
不燃ごみ	市	組合	組合
資源ごみ	市	組合	組合
危険ごみ	市	組合	組合
直接搬入ごみ	市	組合	組合

(2) 生活排水処理等

生活排水の処理主体

区 分	処理対象の生活排水種類	主体
公共下水道 (大滝根水環境センター)	し尿及び生活雑排水	福島県
農業集落排水	し尿及び生活雑排水	市
し尿処理施設 (田村地方衛生処理センター)	し尿及び浄化槽汚泥	組合
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等

4. 一般廃棄物の減量化・資源化のための取組と施策

市民の取り組み

【取組1】発生抑制(リデュース)の推進

【施策】

- ・もったいないの精神で生活スタイルを見直す
- ・商品購入時には必要かどうかの判断をし、リサイクルしやすい商品、長期間使用できる商品、詰替え商品などを選ぶ
- ・マイバックを持参し、レジ袋は使用しない
- ・簡易な包装の商品を選ぶ
- ・なるべくタオル、ハンカチ、ぞうきん等を使いティッシュペーパーの多用は避ける
- ・紙コップ、紙皿等の使い捨て商品、スプーンやストロー等のワンウェイプラスチック商品は、できるだけ使用しない
- ・食事は食べきれぬ量を考えて作る

【取組2】ごみ減量化の推進

【施策】

- ・ごみ減量化や、ごみ処理手数料の費用負担への理解と協力を行う
- ・生ごみは十分に水切りをする
- ・生ごみの堆肥化（生ごみ処理容器の活用）に取り組む

【取組3】環境教育、啓発活動の推進

【施策】

- ・啓発用パンフレット内容等の実践を行う
- ・体験学習や講習会等へ積極的に参加する
- ・環境美化運動等の各種活動へ積極的に参加する

【取組4】ごみ分別・リサイクルの推進

【施策】

- ・リサイクルに関する情報発信拠点やホームページ等を活用する
- ・リサイクル運動への積極的な参加や協力をする
- ・リサイクル関連法の理解や協力を行う
- ・ごみ分別の徹底に協力する
- ・事業者の拠点回収等に協力する
- ・廃食油の有効活用に協力する

【取組5】集団回収の促進

【施策】

- ・集団回収運動へ積極的に参加する

【取組6】再使用(リユース)の推進

【施策】

- ・再生した商品を購入、長期間使用する
- ・繰り返し使える商品等を積極的に選ぶ
- ・できるだけリターナブル容器を使用し、使い捨て容器や食器の使用を控える
- ・壊れたり故障したものは、できるだけ修理して使用する
- ・不要になったものは、必要な人に譲るなど、再使用できる方法を考える
- ・古着は、子供会等のリサイクルに出したり、パッチワークの材料等に利用する

【取組1】発生抑制(リデュース)の推進

【施策】

- ・もったいないの精神で循環できる原料での製造、流通工程等を見直す
- ・リサイクルしやすい商品づくりに努める
- ・商品が長期間使用できるような修理体制や部品の交換の容易性などを工夫する
- ・詰替え商品の販売やばら売りの推進に努める
- ・マイバック運動等に積極的に取り組む
- ・過剰包装の自粛等に努める

【取組2】ごみ減量化の推進

【施策】

- ・ごみ減量化や、ごみ処理手数料の費用負担への理解と協力を行う
- ・生ごみの堆肥化など資源化を図る

【取組3】環境教育、啓発活動の推進

【施策】

- ・啓発用パンフレット内容等の実践を行う
- ・体験学習や講習会等へ積極的に参加する
- ・環境美化運動等の各種活動へ積極的な参加や協力を行う

【取組4】ごみ分別・リサイクルの推進

【施策】

- ・リサイクルに関する情報発信拠点やホームページ等を活用する
- ・リサイクル運動への積極的な参加や協力をする
- ・リサイクル関連法の理解や協力を行う
- ・ごみ分別の徹底に協力する
- ・資源物の自主回収システムを構築する
- ・廃食油の有効利用に協力する

【取組5】再使用(リユース)の推進

【施策】

- ・材質の表示や分解を容易にするなど商品が再生しやすいように工夫する
- ・再生した商品などを積極的にPRする
- ・リターナブル容器を積極的に採用し、使い捨て容器や食器の使用を抑制する
- ・修理体制を構築し、部品は長期間保管する
- ・不要になったものは、必要な事業者に譲るなど、再使用できる方法を考える

【取組1】発生抑制(リデュース)の推進

【施策】

- ・もったいない運動を推進する
- ・庁用品等購入に際しては、リサイクルしやすい商品、長期間使用できる商品 詰替え商品などを選ぶ
- ・マイバック運動を積極的に推進する
- ・過剰包装の抑制運動を推進する

【取組2】ごみ減量化の推進

【施策】

- ・ごみ処理手数料の適宜見直しを検討する
- ・ゼロウェイスト（ごみを0に）への取組を検討する
- ・多量排出事業者へは減量への取り組みを指導する
- ・生ごみ処理容器の活用の推進を行う

【取組3】環境教育、啓発活動の推進

【施策】

- ・啓発用パンフレットの作成や検討を行う
- ・体験学習の推進をする
- ・環境教育のための講習会などを開催する
- ・環境美化運動など各種活動の開催、支援、参加促進を行う

【取組4】ごみ分別・リサイクルの推進

【施策】

- ・市の広報誌、SNS、アプリ等でリサイクルや関連法等に関する情報を発信する
- ・リサイクル運動を推進する
- ・ごみの分け方やごみ処理について、説明会等を開催し、ごみ分別の指導を行う
- ・ごみの収集、処理、処分の現状を市民等に理解してもらうため、ごみ処理施設の見学会などを開催する
- ・収集運搬許可業者の搬入実態調査について検討する
- ・情報提供等を行い、事業者の自主回収システムを支援する
- ・廃食用油の有効利用を行う

【取組5】集団回収の促進

【施策】

- ・資源回収制度の啓発及び積極的な活用の推進を行う
- ・資源回収団体への助成を継続する

【取組6】再使用(リユース)の推進

【施策】

- ・再生品の使用を促進する
- ・庁用品、公共関与事業における再生品の使用推進及び実践をする
- ・使い捨て品の使用抑制を促進する
- ・リターナブルびん等のリターナブル容器の利用を促進する
- ・不用品交換の情報提供等を検討する

5. 分別収集区分・排出区分

(1) 分別収集区分

分別収集については、下記のとおり、15品目の区分により実施いたします。

分別区分		品目・対象物
燃やせるごみ		生ごみ、革製品、ゴム製品、紙おむつ、汚れのあるプラスチックごみ、資源にならないプラスチック類
燃やせないごみ		ガラス、せともの、金属類、小型家電製品（デジタルカメラ・CDプレーヤー等）、油びん、化粧用のびん等
危険ごみ		乾電池、蛍光管、卓上ガスボンベ、スプレー缶、水銀入りの体温計、使い捨てライター、点火棒ライター等
資源ごみ	缶類	主に飲料用のスチール・アルミ缶
	無色透明のびん	主に飲料用の無色透明びん（醤油・みりん・酢等を含む）
	茶色のびん	主に飲料用の茶色びん（醤油・みりん・酢等を含む）
	その他のびん	主に飲料用の透明・茶色以外のその他びん（醤油・みりん・酢等を含む）
	ペットボトル	ペットボトル
	プラスチック類	プラスチック製容器包装（トレイ類、お菓子を包んでいるラップ類、発泡スチロール、カップ麺等の容器等）
	新聞紙	新聞紙、雑誌、段ボール、紙製容器、牛乳等の紙パック
	雑誌	
	段ボール	
	紙製容器	
	紙パック	
雑がみ	上記種別に含まれないコピー用紙等の不要紙	
粗大ごみ		指定袋に入らないごみ

(2) 排出区分

平成22年4月1日より田村市指定ごみ袋を統一し、指定ごみ袋によるごみの有料化を、継続し実施いたします。

分別区分		指定ごみ袋の区分
燃やせるごみ		もやせるごみ指定袋
燃やせないごみ		もやせないごみ・危険ごみ指定袋（兼用）
危険ごみ		もやせないごみ・危険ごみ指定袋（兼用）
資源ごみ	缶類	かん指定袋
	無色透明のびん	びん指定袋(茶びん・透明びん・その他びん兼用)
	茶色のびん	びん指定袋(茶びん・透明びん・その他びん兼用)
	その他のびん	びん指定袋(茶びん・透明びん・その他びん兼用)
	ペットボトル	プラスチック・ペットボトル指定袋（兼用）
	プラスチック	プラスチック・ペットボトル指定袋（兼用）
	新聞紙	それぞれ区分ごとに「ひも」で束ねる
	雑誌	
	段ボール	
	紙製容器	
	紙パック	
	雑がみ	紙袋または「ひも」で束ねる
粗大ごみ		各センターへ直接搬入

※事業系ごみについては、搬入する施設に応じた搬出区分とする

市で処理できないごみ

分 類	品 目
適正処理困難物	農機類、建設廃材、自動車部品、バイク、ガスボンベ、ピアノ、スプリング付マットレス、ポリ浴槽、薬剤（農薬・除草剤等中身が入っているもの）、液体（燃料類ほか）

6. 収集方法

ごみ収集については、市内全域を収集エリアとして、下記の収集方法により実施します。
し尿収集は、田村広域行政組合が全地区を収集いたします。

(1) ごみ処理

分別区分		収集回数	収集体制	収集形態
燃やせるごみ		週2回	委託	ごみステーション
燃やせないごみ		月1回	委託	ごみステーション
危険ごみ		月1回	委託	ごみステーション
資源ごみ	プラスチック類	週1回	委託	ごみステーション
	缶類	月1回	委託	ごみステーション
	無色透明のびん			
	茶色のびん			
	その他のびん			
	ペットボトル			
	新聞紙			
	雑誌			
	段ボール			
	紙製容器			
	紙パック			
	雑がみ			
粗大ごみ				施設直接搬入

(2) し尿・浄化槽汚泥処理等

項目	収集体制	収集形態
し尿及び浄化槽汚泥	直営	計画収集

7. 中間処理計画

ごみ及びし尿の中間処理については、各中間処理施設において、適正に処理いたします。

○中間処理の計画処理量

(単位:t/年)

区 分		中間処理施設	令和3年度	令和4年度
焼却処理	燃やせるごみ	田村広域行政組合	6,987	6,643
		田村西部環境センター 田村東部環境センター		
不燃・資源処理	燃やせないごみ	田村広域行政組合 田村東部環境センター	176	165
	資源ごみ	田村市船引清掃センター	1,616	1,611
	危険ごみ		13	12
	粗大ごみ		131	126
合計			8,923	8,557

8. 最終処分計画

ごみ及びし尿の最終処分については、各最終処分施設において、適正に処理いたします。

○最終処分の計画処理量

(1) ごみ処理

(単位:t/年)

埋立物	処理の方法	最終処分施設	令和3年度	令和4年度
不燃残渣	埋立処分	田村広域行政組合 一般廃棄物最終処分場	244	231
焼却灰、飛灰			275	261
汚泥等		田村市船引清掃センター 一般廃棄物最終処分場	0	0
合計			519	492

(2) し尿・浄化槽汚泥処理等

項 目		単 位	令和3年度	令和4年度
汚泥量	し尿(汲取)	m ³ /年	2,604	2,432
	浄化槽汚泥	m ³ /年	9,403	9,152
	合 計	m ³ /年	12,007	11,584

○ごみ処理中間処理施設の概要

施設名称	田村西部環境センター	
所在地	福島県田村郡三春町大字富沢字細内 1 番地	
敷地面積	9,620m ²	
施設規模	ごみ焼却施設 (全連続燃焼式ストーカ炉)	40 t / 24 h × 1 炉
	灰溶融施設	6.4 t / 24 h × 1 炉
着 工	平成 16 年 6 月	
竣 工	平成 18 年 6 月	

※田村西部環境センターの灰溶融施設は令和 2 年度で運転終了

施設名称	田村東部環境センター	
所在地	福島県田村市滝根町広瀬字矢大臣 48-29	
敷地面積	8,544.26m ²	
施設規模	ごみ焼却施設 (機械化パッチ式ストーカ炉)	32.9 t / 9 h
	粗大・不燃ごみ処理施設 (衝撃せん断回転式破砕機)	9 t / 5 h × 1 系列
着 工	平成 6 年 7 月	
竣 工	平成 8 年 3 月	

○し尿処理中間処理施設の概要

名 称	田村地方衛生処理センター
所 在 地	福島県田村市船引春山字三合内 258
事業主体	田村広域行政組合
敷地面積	19,786.51m ²
処理能力	100m ³ /日 (し尿 50m ³ /日、浄化槽汚泥 50m ³ /日)
処理方式	主処理：標準脱窒素処理、高度処理：凝集沈殿+オゾン+砂ろ過
放流水質	pH：5.8～8.6 BOD：10mg/ℓ以下 COD：23mg/ℓ以下 SS：10mg/ℓ以下 T-N：10mg/ℓ以下 T-P：1mg/ℓ以下 色度：30 度以下 大腸菌群数：3,000 個/cm ³ 以下

○最終処分施設の概要

施設名称	田村市船引一般廃棄物最終処分場	
所在地	福島県田村市船引町大倉字後田 40	
施設規模	埋立面積	5,400m ²
	埋立容量	29,833m ³ (最終覆土含む)
	水処理能力	43m ³ /日
着工	昭和 59 年 7 月	
竣工	昭和 60 年 2 月	
備考	残容量 (令和 3 年度末)	557.0m ³

施設名称	田村広域一般廃棄物最終処分場	
所在地	福島県田村市常葉町西向字池ノ入 1-1	
施設規模	埋立面積	2,490m ²
	埋立容量	12,575m ³ (最終覆土含む)
	水処理能力	3.3m ³ /日
着工	平成 18 年 1 月	
竣工	平成 19 年 3 月	

計画の目標

1. 1人1日あたりのごみ排出量

令和3年度実績

813g

中間目標(令和4年度)

704g

109gの削減

2. リサイクル率

令和3年度実績

16.1%

中間目標(令和4年度)

23.0%

6.9ポイントの推進

3. 生活排水処理率

令和3年度実績

67.0%

中間目標(令和4年度)

64.9%

目標達成

田村市生活環境課

〒963-4393 田村市船引町船引字畑添76番地2

Tel 0247-81-2272

Fax 0247-81-2522

<http://www.city.tamura.lg.jp>

E-mail : seikatsu@city.tamura.lg.jp